

静岡県新文化施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年10月17日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第69号

静岡県新文化施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県新文化施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（令和7年静岡県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(民間事業者の選定に係る申請書等)

第2条 条例第2条第1項の規定による申請は、別記様式による選定事業実施民間事業者選定申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 登記事項証明書又はこれに相当する書類
- (4) 法人の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- (5) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(補則)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

選定事業実施民間事業者選定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

静岡県新文化施設の運営等を行いたいので、静岡県新文化施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例第2条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、規約その他これらに類する書類
- 3 登記事項証明書又はこれに相当する書類
- 4 法人の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類